

魚津市告示第92号

魚津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部改正について

魚津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年魚津市告示第185号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月28日

魚津市長 村椿 晃

第4条第2号中「月2回以上」を「月1回以上」に改める。

第7条第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年8月31日」に改める。

附則第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年11月30日」に改める。

様式第1-1号及び様式1-2号を次のように改める。

魚津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

フリガナ				
①氏名				
②生年月日	昭和・平成	年	月	日 満（ ）歳
③住所				
④電話番号				
⑤個人番号（マイナンバー）（わからない場合は空欄でも可）				
⑥公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時（生活保護を申請中である場合を除く）				

⑦次の1から6までのいずれかの場合であること。（1.～6.のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）
 ※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった。

受けていた時期	令和 年 月 ～ 月
再貸付を受けていた社会福祉協議会	

2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である。

受けている時期	令和 年 月 ～ 月
再貸付を受けている社会福祉協議会	

3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった。

申請した時期	令和 年 月 日（頃）
再貸付を申請した社会福祉協議会	

4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。

相談した時期	令和 年 月 日（頃）
再貸付を相談した自立相談支援機関等	

5. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった。（上記1～4の場合を除く。）

受けていた時期（※）	緊急小口：令和 年 月 総合支援（初回）：令和 年 月 ～ 月
緊急小口資金を受けていた社会福祉協議会	
総合支援資金（初回）を受けていた社会福祉協議会	

6. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月（緊急小口資金の場合、借入日が属する月）である。（上記1～4の場合を除く。）

受けていた時期（※）	緊急小口：令和 年 月 総合支援（初回）：令和 年 月 ～ 月
緊急小口資金を受けていた（いる）社会福祉協議会	
総合支援資金（初回）を受けていた（いる）社会福祉協議会	

※総合支援資金（初回）について、延長により3か月を超えて受けていた場合、その終期を記載。

⑧世帯の生計を主として維持している者であること。（右欄にチェック）

⑨申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。

フリガナ	氏名	続柄	収入（月額）	預貯金等	合計
		本人	円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。

令和 年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 （ゆうちょ銀行を除く）	支店名	分類	口座番号 （右詰めてお書きください）	口座名義 （カナ）
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座	
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注 意 事 項）

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

魚津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと。
 - (1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2) 月1回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと又は受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 所要の求職活動等を行わない場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者(以下「受給者」という。)が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、又はそのことを報告しない場合
 - (3) 申請内容に偽りがあった場合
 - (4) 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者(以下「受給者等」という。)が暴力団員と判明した場合
 - (5) 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - (6) 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - (7) 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - (8) 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付、緊急小口資金又は総合支援資金(初回)の申請を行ったことが明らかになった場合
 - (9) 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者(以下「関係機関」という。)に照会すること。

市の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

____年 ____月 ____日

魚津市長 あて

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所

申請者氏名

確認事項 (以下に該当する場合はチェックを入れること)

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 - 住民票の写し
 - 2 【申請書（様式1-1）の申立事項⑦の1、2に該当する方】
 - ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
 - ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※1）の写し
 - ③ ①が用意できない場合（※2）は、様式1-3
 - 【申請書（様式1-1）の申立事項⑦の3に該当する方】
 - ① 再貸付の不承認通知の写し
 - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び様式1-3
 - 【申請書（様式1-1）の申立事項⑦の4に該当する方】
 - ① 様式1-3
 - ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し
 - 【申請書（様式1-1）の申立事項⑦の5、6に該当する方】
 - ① 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可）
 - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び様式1-3
 - 3 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
 - 4 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時時点の金融機関の通帳（※1）の写し
 - 5 生活保護関係書類（※3）
 - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
 - 6 振込先口座（※1）が分かる書類
 - 通帳の該当部分の写し等
- ※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可
- ※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること
- ※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（様式1-1）に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時の記載が必要

様式第 1 - 4 号から様式第 2 号までを次のように改める。

魚津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	昭和・平成 年 月 日 満（ ）歳
③住所	
④電話番号	
⑥公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時 (生活保護を申請中である場合を除く。)	

申立事項	⑦自立支援金（初回）を3月分受け終わっている（申請時が最終月である場合を含む。）こと					
	受けていた時期	令和 年 月 ～ 月				
	⑧世帯の生計を主として維持している者であること <small>(右欄にチェック)</small> <input type="checkbox"/>					
	⑨申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
	フリガナ					合計
	氏名					
	続柄	本人				
生年月日						
収入（月額）	円	円	円	円		
預貯金等	円	円	円	円		
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。						

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を申請します。

令和 年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

【受取口座記入欄】（従前と同様の場合は省略可。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注 意 事 項）
 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-4)を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(再支給)申請時確認書 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと。
 - (1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2) 月1回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(再支給)を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと又は受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。
- 6 自立支援金(初回)の受給中に、従前の受給中に、以下の同意事項1の各事項(常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超えた場合、生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給した場合を除く)に該当し、支給を中止されていないこと。また、正当な理由なく求職活動等の状況報告を怠っていないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 所要の求職活動等を行わない場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者(以下「受給者」という。)が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - (3) 申請内容に偽りがあった場合
 - (4) 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者(以下「受給者等」という。)が暴力団員と判明した場合
 - (5) 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - (6) 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - (7) 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - (8) 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - (9) 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(初回又は再支給)を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者(以下「関係機関」という。)に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年 月 日
魚津市長 あて
上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。
申請者住所 申請者氏名

確認事項 (以下に該当する場合はチェックを入れること。)

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 - 住民票の写し
 - 2 自立支援金（初回）の確認書類（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
 - 自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳（※1）の写し（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
 - 3 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
 - 4 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
 - 5 生活保護関係書類（※3）
 - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
 - 6 振込先口座（※1）が分かる書類（自立支援金（初回）同一自治体への申請であり、口座に変更がない場合は省略可）
 - 通帳の該当部分の写し等
- ※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可
- ※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（様式1-1）に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時の記事が必要

第 号
令和 年 月 日

様

魚津市長 印

魚津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

令和 年 月 日付で申請された魚津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|------|----------------------|---|
| 1 | 支給額 | 月額 | 円 |
| 2 | 支給期間 | 令和 年 月から
令和 年 月まで | |

（注意事項）

- 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。
 - 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - 毎月1回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。

本給付金の受給期間中は、毎月、市に、①、②、③の要件確認のため「求職活動等状況報告書（様式第4号）」、②の要件確認のため職業相談確認票（様式第5号）、③の要件確認のため常用求職活動状況報告書（様式第6号）を提出してください。
- 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第7号）」を提出してください。
- 常用就職している者については、収入額を確認することができる書類を、毎月市に対し提出してください。

様式第 4 号を次のように改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月26日から適用する。